

宮崎県医療機器産業研究会規約

(名称)

第1条 この会は、宮崎県医療機器産業研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 研究会は、東九州メディカルバレー構想に基づき、医療機器産業の振興を図るため、県内の産学官が連携し、企業の新規参入、取引拡大を推進することを目的とする。

(取組)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 医療機器産業に関する専門知識の向上
- (2) 医療機器関係展示会への出展や商談会への参加
- (3) 医療機器研究開発のための産学連携、医工連携の推進
- (4) 会員相互の交流、連携
- (5) 情報の収集及び提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、研究会の目的達成に資する取組

(会員)

第4条 研究会の会員は、第2条の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) 医療機器産業への参入、取引拡大を希望する企業
 - (2) 医療機器メーカー
 - (3) 大学、行政機関、中小企業支援機関等
- 2 入会を希望する者は、入会申込書（別記様式第1号）を事務局に提出しなければならない。
- 3 会員は、退会しようとする時は、退会届（別記様式第2号）を事務局に提出しなければならない。

(役員)

第5条 研究会には、会長及び副会長を置き、会員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、研究会を総括し、代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(研究会の開催)

第6条 研究会は会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、宮崎県商工観光労働部企業振興課食品・メディカル産業推進室内に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は研究会において別に定める。

附 則

この規約は、平成23年10月19日から施行する。